

西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 24 日

西予市告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鳥獣による農林業への被害を軽減し、市内の林業振興を図るため、予算の範囲内において西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分等)

第 2 条 事業区分、事業実施主体、対象経費及び交付額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第 5 条 前条の規定により、補助の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容に変更があるときは、あらかじめ西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金変更承認申請書(様式第 2 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第 6 条 補助事業者は、事業完了後速やかに西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金実績報告書(様式第 3 号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 7 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により、補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、事業終了後速やかに西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金請求書(様式第 4 号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の部分払)

第10条 市長は、前2条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を部分払することができる。

2 補助事業者は、部分払の交付を受けようとするときは、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金部分払請求書(様式第5号)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の目的に使用したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則([平成28年西予市告示第115号](#))

この告示は、公布の日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則([平成29年西予市告示第153号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成30年西予市告示第184号](#))

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則([令和2年西予市告示第20号](#))

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第32号](#))

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

附 則([令和3年西予市告示第154号](#))

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則([令和6年西予市告示第49号](#))

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年西予市告示第33号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱の規定により提出されている書類は、改正後の西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱の規定により提出された書類とみなす。

別表(第2条関係)

事業区分	事業実施主体	対象経費	交付額	備考
有害鳥獣捕獲奨励金交付事業	西予市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の捕獲に係る奨励金の交付に要する経費	イノシシ 10,000円/頭 ニホンジカ 15,000円/頭 ニホンザル 20,000円/頭 タヌキ 3,000円/頭 ハクビシン 3,000円/頭 アナグマ 3,000円/頭 カラス 1,500円/羽 ヒヨドリ 300円/羽 ノウサギ 3,000円/羽 その他の獣類 3,000円/頭 その他の鳥類 300円/羽	市長が4月1日から3月31日において捕獲を許可した鳥獣に限る。
有害鳥獣捕獲檻導入補助金交付事業	西予市内に住所を有する有害鳥獣捕獲者	有害鳥獣の捕獲に必要な箱わな購入に要する経費	対象経費の1/2以内の額とし、25,000円を上限とする。	当該年度につき1人1申請までとする。
有害鳥獣捕獲組織育成事業(組織育成支援)	西予市有害鳥獣捕獲隊	育成強化費及び活動に要する経費	対象経費の額	予算の範囲内とする。
有害鳥獣捕獲組織育成事業(狩猟登録更新支援)	西予市有害鳥獣捕獲隊	狩猟登録更新に伴うハンター保険加入経費	対象経費の額	予算の範囲内とする。

様式第1号(第3条関係)

西予市有害鳥獣捕獲事業費
【 事業】補助金交付申請書

年 月 日

西予市長 様

住所
氏名

西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金の交付を受けたいので、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

交付申請額 _____ 円

注) 事業内容及び経費の内訳がわかる書類を添付すること

様式第2号(第5条関係)

西予市有害鳥獣捕獲事業費
【 事業】補助金変更承認申請書

年 月 日

西予市長 様

住所
氏名

年 月 日付け西予市指令 第 号をもって交付決定通知のあった西予市有害鳥獣捕獲事業について、下記のとおり変更したいので、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

(1) 交付申請額の変更内容

変更後交付申請額 _____ 円

交付決定額 _____ 円

差引増減額 _____ 円

(2) 変更の理由

様式第3号(第6条関係)

西予市有害鳥獣捕獲事業費
【 事業】補助金実績報告書

年 月 日

西予市長 様

住所
氏名

年 月 日付け西予市指令 第 号をもって交付決定通知のあった西予市有害鳥獣捕獲事業について、下記のとおり事業を実施したので、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

注) 事業内容及び経費の内訳がわかる書類を添付すること

様式第4号(第8条関係)

西予市有害鳥獣捕獲事業費
【 事業】補助金請求書

年 月 日

西予市長 様

住所
氏名

年 月 日付け西予 第 号をもって交付額確定通知のあった西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金について、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

円

内訳	交付額確定通知額	円也—①
	部分払受領済額	円也—②
	今回請求額(①-②)	円也

様式第5号(第10条関係)

西予市有害鳥獣捕獲事業費
【事業】補助金部分払請求書

年 月 日

西予市長 様

住所
氏名

年 月 日付け西予市指令 第 号をもって交付決定通知のあった西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金について、西予市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

円

内訳	交付決定通知額	円也—①
	部分払受領済額	円也—②
	今回請求額	円也—③
	残額(①-②-③)	円也